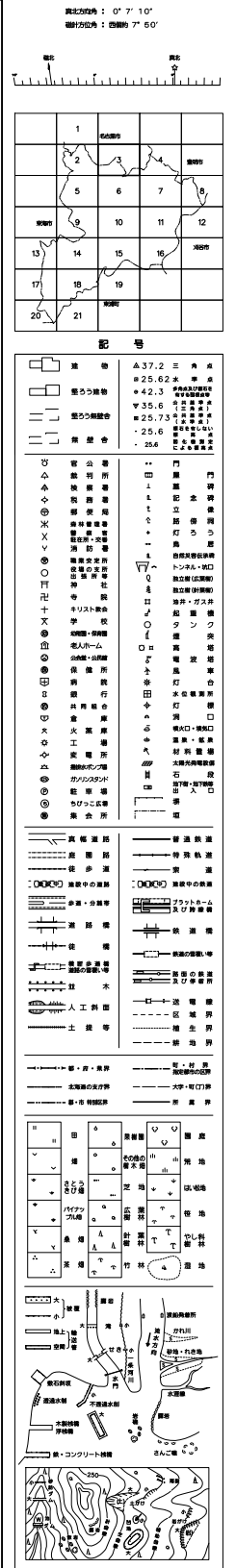


大府市都市計画基本図 No.3

(特定生産緑地（大府市）指定図)

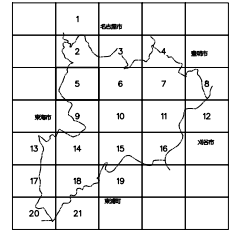


大 府 市 NO.3
ア シ ア 航 測 (株) 調 製

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅴ座標系
投影は横メルカトル図法
図解に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
図解に表示してある経緯度値は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
「図解の色や座標値、地物図解などに改正」

大府市都市計画基本図 No.5

圖北方位角： $0^{\circ} 7' 56''$
磁北方位角：西磁角 $7^{\circ} 50'$



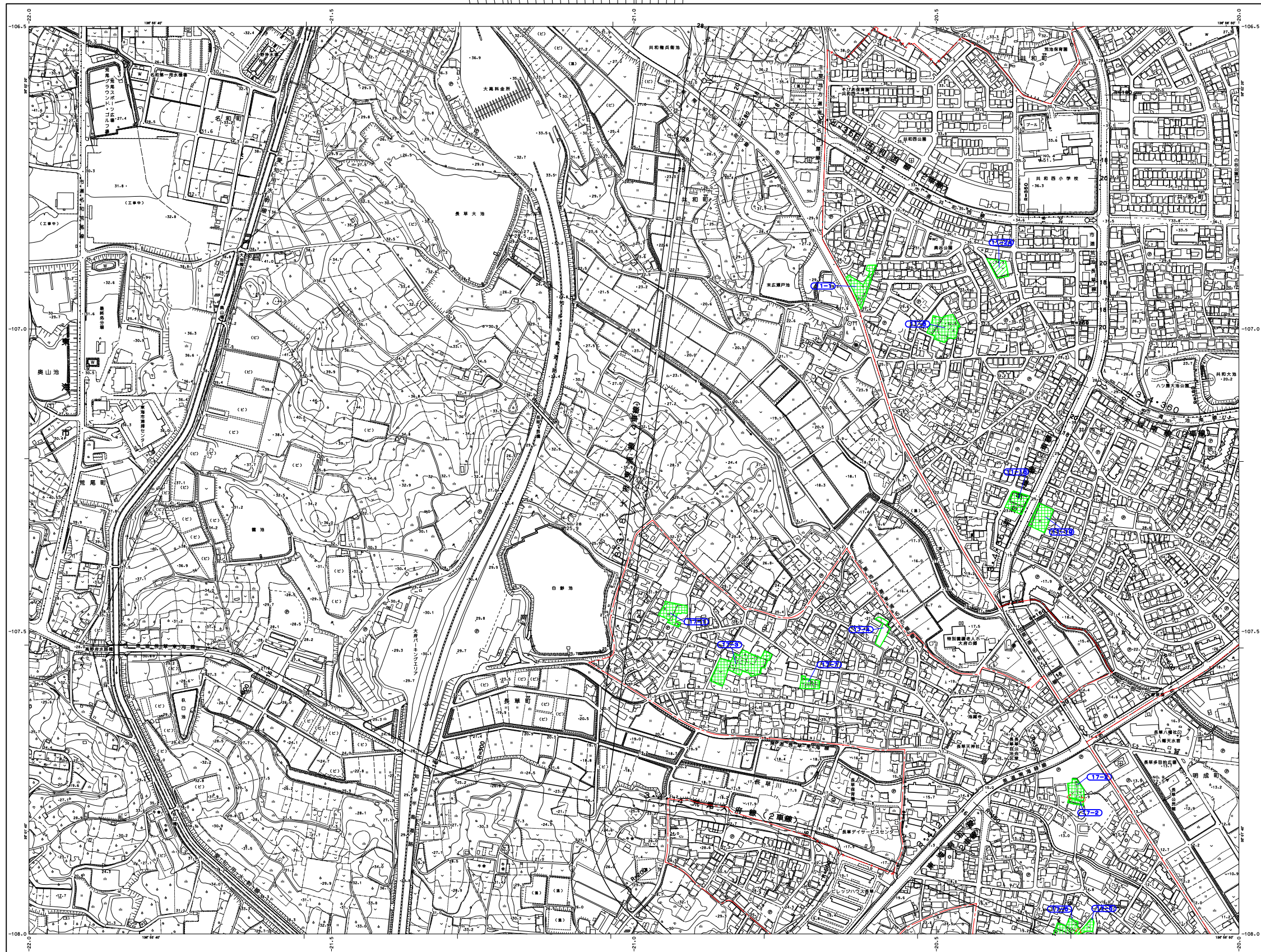
	建 物	△ 37.2 三 角 点
	築ろう建物	■ 25.62 水 準 点
	● 42.3	舟内及び近接する 舟の間の水面
	▽ 35.6	土 井 掘 取 式 〔三角点〕
	■ 25.73	土 井 掘 取 式 〔三角点〕
	△ 25.6	観 望 所 等 ない 新 築 建 物 に 基 づ いて
	○ 25.6	新 築 建 物 に 基 づ いて

[illegible]

	高速度鉄道		普通快速
	有限快速		特別快速
	通勤線		新幹線
	新幹線の軌道		新幹線の軌道
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線
	新幹線		新幹線

[illegible]

座標系は平成 14 年国土交通省告示第 9 号の規定による第Ⅴ座標系
投影は横メルカトル図法
図解に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は 0.5 キロメートル間隔
図解に表示してある経緯度目盛は 10 秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は 2 メートル
「平面直角座標値は、世界海図系に対応」



凡 例	
	特定生産緑地として 指定しなかった生産緑地
	生産緑地地区 (指定後30年未満経過)
	特定生産緑地地区

平成17年	奥正	1.	撮影	平成11年5月	
平成17年	奥正	2.	撮影	平成11年7月	
平成22年	修正	3.	撮影	平成11年10月	ステレオプロダクション
平成22年	修正	4.	撮影	平成16年1月	
平成22年	修正	5.	撮影	平成16年9月	
令和2年	修正	6.	撮影	平成16年10月	DSR18 監製スチル
令和2年	修正	7.	撮影	平成21年1月	
		8.	撮影	平成21年9月	
		9.	撮影	平成21年10月	監製スチル
		10.	撮影	平成26年1月	
		11.	撮影	平成26年9月	
		12.	撮影	平成26年10月	
		13.	撮影	平成31年1月	監製スチル
		14.	撮影	令和1年9月	
		15.	撮影	令和1年10月	監製スチル
		16.	撮影	令和1年12月	
		17.	撮影	令和6年9月	
		18.	撮影	令和6年10月	監製スチル

〔Ⅱ〕 令和 5 年度東海市1:2,500都市計画基本図を複製
「この地図は、測量法第 43 条に基づき東海市長の承認を得て令和 5 年（2023 年）3 月同市作成の
2,500分の1の地形図を使用し複製しました。令和 6 年度（2024 年度） 承認番号 都 第 55 号」

1:2,500

「この建築基準は、建築物の国土利用計画の取組及び助成を促す、両所管の
業務及び事業成果に使用して得たものである。
(改定省令) 第 11 条第 17 号」

「この建築基準は、国土建設統制の取組及び助成を促す、両所管の
業務及び事業成果に使用して得たものである。
(改定省令) 第 16 条第 75 号」

「この建築基準は、国土建設統制の取組及び助成を促す、両所管の
業務及び事業成果に使用して得たものである。
(改定省令) 第 21 条第 129 号」

「この建築基準は、国土建設統制の取組を受けて得たものである。
(改定省令) 第 26 条第 40 号」

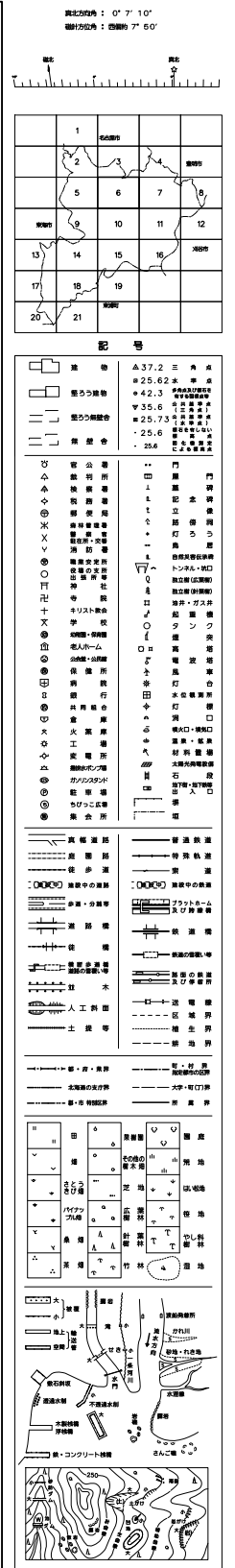
「この建築基準は、国土建設統制の取組を受けて得たものである。
(改定省令) 第 1 部第 50 号」

「この建築基準は、国土建設統制の取組を受けて得たものである。
(改定省令) 第 6 部第 117 号」

大 府 市 NO.5
ア シ ア 航 測 (株) 調 製

大府市都市計画基本図 No.6

(特定生産緑地（大府市）指定図)



「この養育施設は、愛媛県国土建設計画の養育及び給養を主、四所管市の養育及び養育施設を使用して得たものである。
(愛媛県令 第 1 号第 17 条)」

「この養育施設は、国土建設計画の養育及び給養を主、四所管市の養育施設及び養育施設を使用して得たものである。
(愛媛県令 第 16 号第 75 条)」

「この養育施設は、国土建設計画の養育及び給養を主、四所管市の養育施設及び養育施設を使用して得たものである。
(愛媛県令 第 21 号第 129 条)」

「この養育施設は、国土建設計画の給養を受けて得たものである。
(愛媛県令 第 25 号第 60 条)」

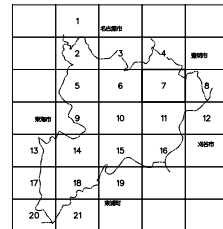
「この養育施設は、国土建設計画の給養を受けて得たものである。
(愛媛県令 第 1 号第 50 条)」

「この養育施設は、国土建設計画の給養を受けて得たものである。
(愛媛県令 第 6 号第 117 条)」

大 府 市 NO.6
ア ジ ア 航 測 (株) 調 製

大府市都市計画基本図 No.7

真北方位角：0° 6' 25"
磁方位角：西偏約 7° 50'



記 号	
	建 物
	建築物
	建築物組合
	組合

[illegible]

Figure 1: Symbols for various types of roads and tracks. The figure is divided into two columns. The left column lists: 高速道路 (Expressway), 自動車道 (Automobile road), 歩道 (Footpath), 道路の中心線 (Center line of road), 歩道・分岐路 (Footpath/branch road), 踏切 (Level crossing), 従道 (Branch road), 踏切歩道 (Level crossing footpath), 踏切歩道橋 (Level crossing footbridge), 放水路 (Drainage ditch), 人工湖 (Artificial lake), and 土堤等 (Embankment, etc.). The right column lists: 普通鉄道 (General railway), 専用軌道 (Dedicated track), 線路 (Track), 線路の中心線 (Center line of track), プラタホーム及び待避線 (Platform and siding), 駅 (Station), 踏切 (Level crossing), 踏切歩道橋 (Level crossing footbridge), 踏切歩道 (Level crossing footpath), 踏切 (Level crossing), 近接線 (Adjacent line), 区域界 (Area boundary), and 境界線 (Boundary line).

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅴ座標系
投影は横メルカトル図法
図例に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
図例に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さは基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

凡 例	
	特定生産緑地として 指定しなかった生産緑地
	生産緑地地区 (指定後30年未経過)
	特定生産緑地地区

平成12年	測量	1. 測量	平成11年5月	
平成17年	修正	2. 測量	平成11年7月	
平成22年	修正	3. 測量	平成11年10月	ステレオ撮影
平成27年	修正	4. 測量	平成16年1月	
令和2年	修正	5. 測量	平成16年10月	
令和7年	修正	6. 測量	平成16年10月	DSR16 撮影人
		7. 測量	平成21年1月	
		8. 測量	平成21年5月	
		9. 測量	平成21年10月	撮影人
		10. 測量	平成26年6月	
		11. 測量	平成26年9月	
		12. 測量	平成26年10月	撮影人
		13. 測量	平成21年5月	
		14. 測量	令和1年5月	
		15. 測量	令和1年10月	撮影人
		16. 測量	令和2年12月	
		17. 測量	令和6年6月	
		18. 測量	令和6年10月	撮影人

Ⅲ 令和 6 年測量費明市1:2,500都市計画基本図を複製
「この地図は、豊明市長の承認を得て、豊明市作成の1/2,500都市計画基本図を
使用したものです。承認番号 豊都第 1159 号 令和6年8月27日」

1:2,500

「この賞状は、愛媛県国土建設計画課の審議及び助言を経て、四国府所の賞状及び賞金贈呈書に添付して贈られたものである。
(賞状番号) 平16第28号 17 号」

「この賞状は、愛媛県国土建設計画課の審議及び助言を経て、四国府所の賞状及び賞金贈呈書に添付して贈られたものである。
(賞状番号) 平16第30号 75 号」

「この賞状は、愛媛県国土建設計画課の審議及び助言を経て、四国府所の賞状及び賞金贈呈書に添付して贈られたものである。
(賞状番号) 平21第101号229 号」

「この賞状は、愛媛県国土建設計画課の審議を受けて贈られたものである。
(賞状番号) 平25第30号 50 号」

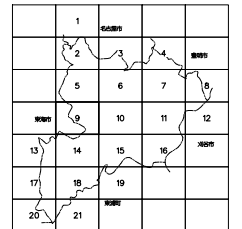
「この賞状は、愛媛県国土建設計画課の審議を受けて贈られたものである。
(賞状番号) 平1 第30号 第 60 号」

「この賞状は、愛媛県国土建設計画課の審議を受けて贈られたものである。
(賞状番号) を6 第30号 117号」

大 府 市 NO.7
ア シ ア 航 測 (株) 調 製

大府市都市計画基本図 No.9

真北方位角： $0^{\circ} 7' 55''$
磁北方位角：西磁约 $7^{\circ} 50'$



記 号	
	建 物
	重ろう建物
	重ろう組合
	組合

[illegible]

	筑物境界		普通鉄道
	境界測		専用軌道
	従歩測		農業
	測量中の境界		測量中の農業
	歩測・分測		ゾナ・ホーム及び貨物線
	距離		駅距離
	距離		距離の測定等
	従測		測量中の距離
	境界測定の距離		境界測定の距離
	水		境界測定の距離
	人工斜面		境界測定の距離
	土壌等		境界測定の距離

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅴ座標系
投影は横メルカトル図法
図形に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
図形に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

凡 例	
	特定生産緑地として 指定しなかつた生産緑地
	生産緑地地区 (指定後30年未満経過)
	特定生産緑地地区

平成 12 年西暦	1. 新 影 平成 11 年 5 月	
平成 17 年修正	2. 新 影 平成 11 年 7 月	
平成 22 年修正	3. 新 影 平成 11 年 10 月	ステレオプロテクト A-8
平成 27 年修正	4. 新 影 平成 16 年 7 月	
令和 2 年修正	5. 新 影 平成 16 年 9 月	
令和 7 年修正	6. 新 影 平成 16 年 10 月	DSR18 関係人
	7. 新 影 平成 21 年 1 月	
	8. 新 影 平成 21 年 9 月	
	9. 新 影 平成 21 年 10 月	関係人
	10. 新 影 平成 26 年 1 月	
	11. 新 影 平成 26 年 9 月	
	12. 新 影 平成 26 年 10 月	関係人
	13. 新 影 平成 31 年 1 月	
	14. 新 令和 1 年 9 月	
	15. 新 令和 1 年 10 月	関係人
	16. 新 令和 5 年 12 月	
	17. 新 令和 6 年 6 月	
	18. 新 令和 6 年 10 月	関係人

Ⅲ 令和 5 年測量法第 43 条に基づき東海市長の承認を得て令和 5 年（2023 年）3 月同市作成の 2,500 分の 1 の地形図を使用し複製しました。令和 6 年度（2024 年度） 承認番号 都第 55 号。

1:2,500

「この賞状は、我が国を代表する我が国の事業及び助産を専ら、病院所管の業務及び助産業務に専ら従事する者たるものである。
(昭和三十九年) 平成16(第17号)」

「この賞状は、我が国を代表する我が国の事業及び助産を専ら、病院所管の業務及び助産業務に専ら従事する者たるものである。
(昭和三十九年) 平成16(第60号)」

「この賞状は、我が国を代表する我が国の事業及び助産を専ら、病院所管の業務及び助産業務に専ら従事する者たるものである。
(昭和三十九年) 平成16(第40号)」

「この賞状は、我が国を代表する我が国の事業及び助産を専ら、病院所管の業務及び助産業務に専ら従事する者たるものである。
(昭和三十九年) 平成16(第60号)」

「この賞状は、我が国を代表する我が国の事業及び助産を専ら、病院所管の業務及び助産業務に専ら従事する者たるものである。
(昭和三十九年) 平成16(第117号)」

大 府 市 NO.9
ア シ ア 航 測 (株) 調 製